

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助額の交付額の算定)</p> <p>第4条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表第1の第3欄に掲げる基準額と同表の第4欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第10号まで、第9条、第10条第3項及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年10月16日から施行し、同月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補助額の交付額の算定)</p> <p>第4条 補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 別表第1の第1欄に掲げる基準額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 前号の規定により選定された額と総事業費から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>第5条～第13条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第6号から第10号まで、第9条、第10条第3項及び第13条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月21日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和4年5月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和5年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>

新						旧				
別表第1 (第4条関係)						別表第1 (第4条関係)				
1 補助事業	2 補助事業者	3 基準額	4 下限額	5 対象経費	6 対象期間	1 補助事業	2 補助事業者	3 基準額	4 下限額	5 対象経費
外来対応医療機関設備整備事業	帰国者・接触者外来及び新型コロナウイルス感染症患者及び同感染症の疑い例を診療した実績がある外来対応医療機関	次により算出された額 (1) HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応も可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付きパーティション 205,000円×知事が必要であると認め台数 (3) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド) 3,600円×知事が必要であると認め台数 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要であると認め台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要であると認め台数	1施設当たり補助対象経費10万円以上の事業を補助事業とする。 下限額なし	帰国者・接触者外来及び外来対応医療機関の設置に必要な設備整備に要する需用費 (消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費 ※ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度及び令和5年4月1日から同年9月30日まで に本事業による補助を受けた医療機関は、(3) 個人防護具以外は補助対象外とする。 また、(3) 個人防護具の補助対象期間は、「 <u>新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について</u> 」(令和5年9月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で規定する「 <u>対象期間</u> 」に限るものとする。	令和5年4月1日から同年9月30日まで 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで	外来対応医療機関設備整備事業	帰国者・接触者外来及び新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関	次により算出された額 (1) HEPAフィルター付き空気清浄機 (陰圧対応も可能なものに限る。) 1施設当たり 905,000円 (2) HEPAフィルター付きパーティション 205,000円×知事が必要であると認め台数 (3) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ及びフェイスシールド) 3,600円×知事が必要であると認め台数 (4) 簡易ベッド 51,400円×知事が必要であると認め台数 (5) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要であると認め台数	1施設当たり補助対象経費10万円以上の事業を補助事業とする。	帰国者・接触者外来及び外来対応医療機関の設置に必要な設備整備に要する需用費 (消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費
						外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関 (令和5年5月7日以前は検査協力医療機関) の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	1施設当たり 50万円		外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等に要する需用費 (消耗品費、修繕費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

新						旧
外来対応医療機関確保事業	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は検査協力医療機関)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関	1施設当たり50万円	<u>下限額なし</u>	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初年度設備等に要する需用費(消耗品費、修繕費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	

新	旧
<p>第3号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住所 名称</p> <p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備 事業費補助金実績報告書</p> <p>高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金精算額 金 円</p> <p>2 添付書類 (1) 精算額調書（別紙3のとおり） (2) 精算額内訳書（別紙4のとおり） (3) 歳入歳出決算（見込み）書の抄本 (4) (1) から (3) までに掲げる書類のほか、参考となる書類（契約書の写し、検収調書の写し、納品書の写し、領収書の写し等） <u>※个人防护具については、「対象期間」に使用した个人防护具の数量がわかる書類</u></p>	<p>第3号様式（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">補助事業者 住所 名称</p> <p style="text-align: center;">高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備 事業費補助金実績報告書</p> <p>高知県新型コロナウイルス患者外来協力医療機関設備整備事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の実績を報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金精算額 金 円</p> <p>2 添付書類 (1) 精算額調書（別紙3のとおり） (2) 精算額内訳書（別紙4のとおり） (3) 歳入歳出決算（見込み）書の抄本 (4) (1) から (3) までに掲げる書類のほか、参考となる書類（契約書の写し、検収調書の写し、納品書の写し、領収書の写し等）</p>